

**R D最終処分場において実施されるべき  
対策工について  
〔第 15 回対策委員会〕**

**平成 20 年 3 月**

**滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室**



## R D最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	清水 芳久
-----	-------

### 1 R D最終処分場において実施されるべき対策工について

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）<素案>ではⅢ R D最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

跡地利用を考慮しない場合：B－2案

跡地利用を考慮する場合：A－2案

- ② ①で選定された理由を記載願います。

両対策工共に工学的には機能すると考えます。

### 2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

本来、管理型に埋め立てられるべきものを有害廃棄物と考えます。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

今後、対象地域を安定型処分場として考えるならば全量撤去すべきであるが、そうでなければ封じ込めとその後の処置により対応できると考える。

- ③ 対策工は、R D最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

両者は直接結びつかないと考えます。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。のことと対策工の選

定について、どのようにお考えですか。

「生活環境保全上の支障」を取り除くことが本来の目的であるから、理論的には両者は別と考えるべきである。しかし、現実的には特措法適用を考慮すべきと考える。

3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

複数の対策工を記載することも必要であると考えます。

## R D最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	高橋宗治郎
-----	-------

### 1 R D最終処分場において実施されるべき対策工について

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）<素案>ではⅢ R D最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

D案が適切と考えます。なお、このD案における有害物の範囲は、専門家（専門部会）により決定し、現在、有害物と判明している範囲に限定すべきです。また、将来において、新たに有害物が発見された場合は、至急、その対策が講じられるシステムにしておくことが条件となります。緊急に対応することと、将来に向かって恒久的に対応することを区別するべきです

- ② ①で選定された理由を記載願います。

- ・ 廃棄物処理法や産廃特措法に基づき、早期に、確実に事業を実施していくことが大切です。
- ・ 全量撤去は、対策事業に要する工期や周辺に与える影響の面から、大変難しい課題があると考えます。
- ・ D案では、地元の皆さんの安心を得るには大変難しい課題も有りますが、皆さんの理解をいただくため、監視をしっかりと行い、新たな問題が発生した場合は、県が的確に対処していく仕組みを作っていくことが大切です

### 2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。

この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

有害物の範囲は、専門家（専門部会）によって決定されるべきと考えます。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

事業者であれば当然撤去をさせるべきです。県が代執行で撤去できるか、または撤去しなくてはならないかはよくわかりませんが、県は何よりも生活環境保全上の支障を除去する事業に取り組むべきです。

- ② 対策工は、R D最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくのですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

法律に基づき事業を実施していくことが、この問題の確実な解決につながるものだと思います。

### 3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

様々な識見をお持ちの全ての委員の意見を報告書に掲載すべきです。

## R D最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	横山 順雄
-----	-------

### 1 R D最終処分場において実施されるべき対策工について

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）<素案>ではⅢ R D最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

どれかの案を選定することは反対です。

有害物全面撤去を基本として、可能な案を新しく策定すべきです。

- ② ①で選定された理由を記載願います。

どの案も委員会の意見が多く反映されているとは思いません。

委員会の多数意見、住民の意見を最大限に反映するべきです。

### 2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

4品目以外というほかありません。

量については有害物を除いた後の総量の目標値を示して、認証を得ると良いでしょう。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

原則的には撤去すべきでしょう。

- ③ 対策工は、R D最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

どうしてですか？

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

“選定”ではないでしょう。対策案を新規に作成すべきでしょう。

3 報告書の取りまとめについて

- 最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

議論不充分です。

対策工をかけないで、基本的条件でいいと思います。